

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月8日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

### 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「期末手当」の次に「又は勤勉手当」を加える。

(秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第5項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「期末手当」の次に「及び勤勉手

当」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 勤勉手当の額は、秋田県給与条例第22条第2項の規定を準用する。この場合において、同項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

第15条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。